



令和3年度 互助会のしおり

千葉県公立学校教職員互助会は、会員に対する福利厚生事業を実施することにより、会員並びにその家族の教養を高めるとともに、生活の安定と福利の増進を図ること、並びに千葉県における教育文化及びスポーツの振興発展に寄与することを目的としています。

千葉県教育委員会・公立学校共済組合千葉支部、更には会員の皆様と共に支え合いながら、“相互扶助”の精神のもと様々な事業を行っています。



一般財団法人
千葉県公立学校教職員互助会

〒260-8629
千葉市中央区市場町1番1号
(県庁南庁舎9階 福利課分室)

TEL 043-223-4119・4120・4141
URL <http://www.chibagojo.or.jp>



互助会の概要

■互助会のあゆみ (抜粋)

- 昭和 36. 2 「千葉県公立学校教職員互助組合」設立
- 37. 1 給付事業（結婚祝金・出産見舞金・退職慰労金・弔慰金・災害見舞金）の開始
- 7 貸付事業（一般・住宅）の開始
- 38. 4 成人病予防補助金の新設
- 39. 4 福祉施設利用補助金の新設
- 40. 7 特別貸付（無利子）の新設
- 46. 4 妊婦健康診断補助金・入学祝金・長期療養者見舞金の新設
- 47. 4 育児補助金の新設
- 12 「財団法人千葉県公立学校教職員互助会」と改称
- 48. 4 共催事業の開始
- 49. 6 退職者を対象とした退職互助事業の発足
- 平成 6. 4 長期会員慰労旅行助成（20年）の新設
- 7. 4 看護休暇給付金の新設
- 11. 4 成人病予防補助金（脳ドック）、長期会員慰労旅行助成（30年）の新設
- 21. 4 遺児育英年金事業から遺児給付金へ変更
- 22. 4 予防接種補助金の新設
- 23. 11 スクールコンサート派遣事業開始
- 25. 4 「一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会」へ移行
- 26. 4 長期会員慰労旅行助成（10年）の新設
- 令和 3. 4 観戦チケット助成の新設



■会員数 (令和3年3月31日現在)

- ・現職会員 (再任用会員含む) 37,642名
- ・退職互助事業会員 12,651名

■評議員会・理事会・参与会

評議員 12名 ・ 理事 12名 ・ 参与 15名

■会員資格及び加入手続き

<会員の範囲>

- ・公立小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の教職員
- ・県教育委員会及びその所管に属する教育機関の職員
- ・評議員会において認められた者
- ・再任用職員で上記に該当し、加入を希望する者（任用形態は問わない）

※運営規則により臨時的任用職員等、任期付き職員は非該当

<加入手続き>

加入を希望される方は、公立学校共済組合等の資格取得後、速やかに加入申込書（原票）を互助会までご提出ください。

（再任用職員で加入を希望される方は、再任用採用時に新たに提出が必要です）

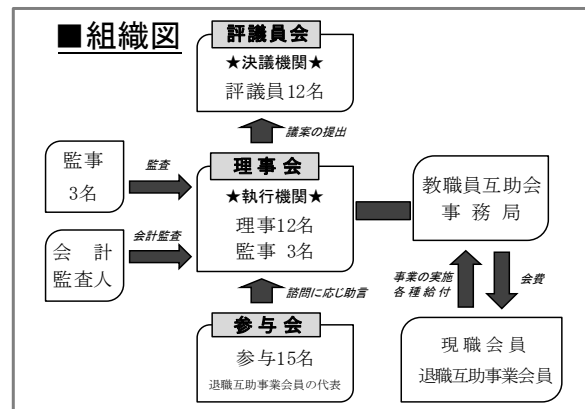
公立学校共済組合等の資格取得日と同日加入となります。
（途中加入は認められません）

■会費

給料の月額額の1,000分の8の額（再任用会員の方は月額3,000円）を毎月納入

※育児休業期間及び無給の病気休職期間については会費を免除

※納入した会費のうち、100分の50の額を退職慰労金として積立（再任用会員は除く）



今年度予算

収 入		(単位：千円)
内 訳	金 額	
会 費 収 入	810,503	
事 業 収 入	634,352	
運 用 収 入	110,298	
当期収支差額分 前期末残高より繰入	312,640	
他会計からの繰入金収入	123,813	
計	1,991,606	

支 出		(単位：千円)
内 訳	金 額	
短期給付事業費支出	89,550	
福祉事業費支出	402,980	
公益事業費支出	10,000	
事業費支出	1,240,081	
管理費支出	125,182	
他会計からの繰入金収入	123,813	
計	1,991,606	

公益事業

公益目的事業として、県内の公立学校を対象にスクールコンサート派遣事業を実施しています。

短期給付事業・福祉事業の給付

会員に対し、各種給付を行っています。

事業区分	事業名	内 容
短期給付事業	入院費補助金	会員又は会員の被扶養者が入院したとき ※事業年度内の日数を通算して180日を超えない日数 会員 500円/日、被扶養者 300円/日
	出産見舞金	会員又は会員の被扶養者が出産したとき 10,000円
	妊婦健康診断補助金	会員又は会員の被扶養者が妊婦健康診査を受けたとき 6,000円
	育児補助金	会員又は会員の被扶養者が出産した子を育てるとき 16,000円
	弔慰金	会員又は会員の被扶養者が死亡したとき 会員(再任用を除く)：300,000円、再任用：50,000円 会員の被扶養者(再任用を除く)：30,000円、再任用：25,000円
	災害見舞金	会員が災害によって住居又は家財に損害を受けたとき 100,000～300,000円 ※損害の程度に応じて決定 ただし、激甚災害により損害を受けたときは、り災証明書の内容に応じて決定 10,000円～50,000円
	長期療養者見舞金	会員が基準日(4/1・10/1)に療養による休職をしているとき 10,000～150,000円
	遺児給付金	年度末満年齢18歳以下の被扶養者のいる会員が死亡したとき (18-遺児年齢)×50,000円+200,000円
福祉事業	人間ドック等補助金	互助会の指定医療機関で受診したとき ※詳細は通知文にて確認 <人間ドック> ・4/1現在、満30歳以上 会員 15,000円、会員の被扶養者 5,000円 ※共済組合員かつ会員で受診年度50歳は除く ・退職前無料1日人間ドック(定年及び勲奨退職者) 基本健診料の全額(消費税・オプションは除く) <脳ドック> ・4/1現在、満30歳以上の会員(再任用会員は除く) 3年度に1回10,000円を限度
	予防接種補助金	会員が予防接種を受診したとき ・インフルエンザ 1,000円/回 ・麻疹 2,500円/回] を限度
	福祉施設利用補助金	会員又は会員の被扶養者が互助会指定宿泊施設に宿泊したとき 1,000円/泊 ※連泊時は2泊まで
	入学祝金	会員の被扶養者が小学校(特別支援学校小学部を含む)に入学したとき 10,000円
	結婚祝金	会員が結婚(内縁関係を含む)したとき 40,000円
	看護休暇給付金	会員が看護(介護)休暇により勤務に従事しなかったとき ※看護を必要とする一の継続する状態ごとに、事業年度内の日数を通算して 120日を超えない日数 7,000円/日

その他の福祉事業

給付以外にも様々な事業を行っています。

事業区分	事業名	内容
福祉事業	長期会員 慰労旅行助成	4/1 現在、会員期間が 10・20・30 年の会員(再任用会員は除く)に慰労と心身のリフレッシュを図るため旅行券を配付
	福祉厚生事業 観戦 チケット助成	千葉県に本拠地を持つプロスポーツチームのホームゲーム観戦チケットについて、希望者を募って抽選し配付 ※会員負担金あり
	各種 あっせん事業	会員証の提示等で、一般価格より割引いた価格で利用可能 観劇・宿泊施設・遊園施設・レンタカー・ゴルフ場・ゴルフ練習場・引越・旅行割引・通信講座・語学・住宅相談・住宅資金・ライフサポートサービス・リフォーム・物販・賃貸不動産 ※観劇は、年 3 回、互助会 HP 等で紹介 ※その他の利用方法・金額等は、ダイアリー又は互助会 HP 参照
	共催事業	12 月に正月用品を安価であっせん
	文化事業	教育芸術活動等共催事業等を助成
	教育日記帳配付	会員(1/1 現在)に教育日記帳(ダイアリー)を配付

貸付事業

会員が臨時に資金を必要とするときに利用できます。

種類	限度額	使 途	利 率
一 般	100 万円	臨時に資金を必要とするとき(住宅資金を除く) ※生活資金の場合は 50 万円	変動金利 年利 1.0% (R3.4.1 現在)
住 宅	100 万円	自己の居住用住宅として資金を必要とするとき	
特 別	5 万円 (2口まで)	非常災害・医療・教育等で資金を必要とするとき	無利息
看護休暇	50 万円	看護(介護)休暇期間中の生活に資金を必要とするとき	

※一般・住宅貸付の償還は、最終回を除き、元利均等で毎月償還

※特別貸付・看護休暇貸付は、連帯保証人(互助会員)が必要

※再任用会員は、特別貸付のみ適用

退職慰労金事業

毎月納入した会費の 100 分の 50 を積み立て、会員資格を喪失(退職)したとき、その合計額を退職慰労金として返還します。(再任用会員は除く)

退職互助事業

退職後の生活の安定と福利の増進を目的として、給付事業や福祉事業を行っています。

事業名	内 容
医療費補助金	傷病により医療機関で受診したとき、保険適用自己負担額に対して給付
長寿記念品	喜寿・米寿・白寿を迎えられたとき、記念品贈呈
福祉施設利用補助金	互助会指定宿泊施設を利用したとき給付
人間ドック利用補助金	人間ドックを受診したとき給付
各種あっせん事業	一般価格より割引いた価格で利用可能
会報の配付	『退互だより』を年 1 回配付
死亡給付金	会員がお亡くなりになったとき、遺族の方へ給付



※退職互助事業の詳細については、退職時配付の『ゆとり』をご覧ください。